

新	旧
<p>不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</p>	<p>不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</p>
<p>第 1 条～第 45 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 45 条 (同 左)</p>
<p>(短期投資法人債の発行に係る留意事項)</p>	<p>(短期投資法人債の発行に係る留意事項)</p>
<p>第 46 条 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第 139 条の 12 の規定に基づき短期投資法人債を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該短期投資法人債の発行価額及び償還価額等の発行条件を適切に設定するものとする。</p>	<p>第 46 条 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第 139 条の 12 の規定に基づき短期投資法人債を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該短期投資法人債の発行価額及び償還価額等の発行条件を適切に設定するものとする。</p>
<p><u>(新投資口予約権の発行に係る留意事項)</u></p>	
<p><u>第 46 条の 2 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第 88 条の 4 の規定に基づき新投資口予約権を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該新投資口予約権の行使期限、行使に際して出資される金銭の額又はその算定方法等の発行条件を適切に設定するものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第 47 条～第 48 条 (略)</p>	<p>第 47 条～第 48 条 (同 左)</p>
<p><u>(オープン・エンド型の投資法人の新投資口予約権の発行に係る留意事項に関する準用)</u></p>	
<p><u>第 48 条の 2 第 46 条の 2 の規定は、オープン・エンド型の投資法人について準用する。この場合において、同条中「クローズド・エンド型の投資法人」とあるのは「オープン・エンド型投資法人」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(以下略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p>附 則 この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施するものとし、実施日前に営業期間を開始し実施日後に営業期間を終了する投資法人より適用する。</p>	